

第27回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月26日(月) 午後2時00分～午後2時25分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員(17名)
4. 欠席委員(2名)
5. 議案

議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地
利用集積計画の期間延長について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 内子町農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による
内子町農用地利用集積等促進計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員(3名)

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から5月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が14名出席、推進委員が3名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

本日からクールビズということで事務局から連絡がありました。まだ気温も低いということで上着を着て出席させていただいております。農地を見ていますと、小田のほうでは田植えの盛りでこれから一週間でピークであろうとみております。内子五十崎では水の関係で、来月の10日前後頃をピークに田植えがなされるということになっているそうです。テレビを見ていますとお米の価格のニュースが毎日のように流れております。「お米が足りない」や、「お米は足りているが、流通が滞っている」などの話がありますが、何が本当なのかはわかりません。ただ言えることがこれほど農業に関してマスコミを通じて取りだたされることは最近ではないようなことではないかと思っています。生産する立場についても非常に詳しく報道されているようです。政府も農業を改革する取り組みをし始めていますので、いい方向につながればと思っておりますので、これからも注意してみたいと思います。

それでは、ただいまより第27回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、13件、

報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、1件、

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、1件

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1件

議案第3号 非農地証明について、1件

議案第4号 内子町農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見について、1件、

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の

事務局 規定による内子町農用地利用集積等促進計画の決定について、3件、
案件は以上でございます。

会長 それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名
をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよ
ろしくお願いします。
それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について
事務局より説明をいたします。

事務局 報告第1号は13件でございます。議案書のほうは1ページから21
ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきます
が、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告
いたします。
以上でございます。

会長 只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

それでは、報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規
定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、事務局より説
明をいたします。

事務局 報告第2号は1件でございます。議案書のほうは22ページ、2
3ページになります。個別の説明については割愛させていただきます
が、地域計画が策定される前に農業経営基盤強化促進法により利
用権設定がなされたもので、契約期間の延長を行う旨の報告があり
ましたのでご報告いたします。

会長 只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長 特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

会長

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の24ページをご覧ください。議案第1号についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆 310㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、交換による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

今回の申請は、●さんが所有する畑と、●さんが所有する山林を交換するもので、農地の部分について農地法第3条申請を行うものです。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは申請地を取得し粟などを栽培する予定です。生産に必要な農機具を保有しており、必要があれば購入予定であります。農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあるものと見込まれます。また、申請地は車で5分程の距離にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人と姉2人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸には該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

2ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、種苗法、農薬取締法などの違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

5月17日、農業委員の●さんと一緒に、現地の確認をしました。

●委員

譲渡人の●さんは、譲受人の●さんが所有する山林を取得して利用したいとのことから、自身が所有する申請地を譲り渡すことになったそうです。

●さんは、申請地を譲り受けて粟などを栽培する計画です。農業歴は50年で、2人の姉にも農作業を手伝ってもらっており、生産に必要な農機

- 番
- 委員

具は、軽トラや耕うん機など持っておられ、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。また、農作業の従事日数年間150日を見込んでおり、申請地は自宅から車で5分ほどのため、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

農業に関する法令などにも違反していないことから、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第2号について説明いたします。議案書の25ページをご覧ください。地図の方は26から28ページになります。26ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 265㎡です。譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、転用の目的は自己住宅の建築です。

転用の理由といたしまして、譲受人は現在、賃貸住宅に居住しており、家族の増加により現在の住宅では手狭となることが予測されるため、申請人の実家と、その妻の実家の中間にある●地区に住宅を建築したいとのことです。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。造成につきましては、排水施設等を完備し、下水雨水を排水するため、周囲への影響は少ないものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

5月19日、●委員さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●に電話で話を聞き、現場へまいりました。

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは、現在賃貸住宅におられ、家族が多いということで、現在の居宅では手狭になることから、申請地を取得し、自己住宅の建築を希望しております。排水施設等を完備し、周囲の農地への影響は少ないものと思われまますので、特に問題は無いものと見込まれます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第3号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の29ページをご覧ください。議案第3号についてご説明いたします。地図の方は、30、31ページになります。29ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆 2,798㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。現地写真は6ページから10ページになります。5ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は山間部の急傾斜地で山林に面しているため、日照条件も悪く、鳥獣被害も深刻なことから、30年ほど前にスギを植林し現在に至ったものです。申請地は農用機械では耕起困難な状態になっており、始末書も提出されております。また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

5月17日、農業委員の●さんと一緒に、現地の確認をしました。
申請地は、周辺が山林で、傾斜がきつく耕作に不便な場所にあり、また鳥獣被害も深刻で、農地として維持管理するのが困難であったため、約30年前にスギを植林し、現在に至ったそうです。

現地を確認しましたが、申請地の周辺は山林となっており、周囲の農地への影響は、少ないものと見込まれますので、特に問題は無いものと思われま

す。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

次に、議案第4号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の32ページをご覧ください。議案第4号についてご説明いたします。地図の方は34、35ページになります。32ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和7年5月7日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、364㎡です。除外の目的は、進入路の設置です。

それでは、33ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、●さんが進入路を設置し、雑種地に転用するものであります。

次に、1. 変更事由及び3. 変更要件をご覧ください。申請地は住宅として管理していますが、居宅まで車が乗り入れられずまた、耕作農地に農業用機械も進入できず不便なため、コンクリート舗装をした進入路を設置するため、農用地から除外したい旨の申出がありました。始末書も提出されており申請地は、第一種農地に該当せず、周辺農地への影響は少ない事を考慮し、町としても計画変更は問題ないと判断しております。

事務局 事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

19番 5月20日、農業委員の●さんと一緒に申請代理人である行政書士の●に電話で話を聞きました。
忽那委員 先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請人の●さんは、住宅を管理していますが居宅や耕作農地まで車で乗り入れられず、不便であるため、コンクリート舗装した進入路を設置するため農用区域から除外するものであります。
現地を確認したところ、すでにコンクリート舗装された進入路がありましたが、始末書も提出されており、申請地周辺の農地への影響は少ないものと見込まれるため、特に問題は無いものと思われます。ご審議のほどよろしく願いします。

会長 調査の報告がありました。本件を農用区域から除外することについて、ご意見、ご異議はございませんか。
(全員異議なし)

会長 異議なしと認め、農用区域からの除外について、妥当であると認めることに決定しました。
次に、議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積等促進計画の決定について審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の36ページをご覧ください。内子町長より令和7年5月8日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定について承認を求められています。
集積計画の概要ですが、37ページをご覧ください。利用権の新規設定で、田が7筆 6,490㎡です。
集積計画の内訳については、38ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします

事務局

1番 内子町●の農地、田7筆、6,490㎡です。貸付人は、内子町●の●さん、●の●さん、松山市●の●さん、内子町●の●さん、借受人は、松山市●の●で、賃借権及び使用貸借の新規設定です。

2番 内子町●の農地、田3筆 2,792㎡です。
貸付人は、松山市●の●、借受人は、●で、賃借権及び使用貸借件の新規設定です。

3番 内子町●の農地、田4筆、3,698㎡です。
貸付人は、松山市●の●、借受人は、内子町●の●で、使用貸借権の新規設定です。

以上、いずれの案件も農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定の要件を満たしていると思込まれます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積等促進計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。